



新風会

上田 義定
議員

【関連質問】

▼マイナンバー制度について

【Q】制度開始に向けて総務省が市町村の準備状況について調査を行ったが、①番号を管理する基幹システムとインターネットに接続する情報システムとの分離状況、②情報漏えい対策、③各種対策が制度開始までに間に合うのかについて、本市はどのように回答したのか。

【A】①基幹システムは広域圏組合の電算課、情報システムは市の政策企画課が管理しており、それぞれ分離独立したネットワークを構築しており、接続はされていない。②全職員に対し、情報漏えい対策をまとめた文書の配布や説明会を開催するなどの対策を講じている。③現時点においても一定の水準で基本的な対策が取られており、制度開始に間に合うものと回答している。

【Q】制度開始に伴うシステム改修費用は幾らで、財源はどうなっているのか。

【A】二十六年度と二十七年年度の二カ年で約六千万円を見込んでおり、これらは国からの補助金や交付税で賄われる。

委員会活動

9月10日の本会議で付託された議案などについて、総務委員会（9月11日）、産業建設委員会（9月14日）教育厚生委員会（9月15日）及び予算審査特別委員会（9月17日）を開き審査しましたので、概要をお知らせします。

総務委員会

付託された議案三件を審査しました。

○第四十一号議案 島原市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号の利用に関し、必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするもの。

【質疑】マイナンバーにかかる費用は国が負担するのか。

【答弁】今回のマイナンバーの改修にかかる費用は六千万円である。そのうち補助金で四千万円、残りについては、補助金、もしくはは交付税措置され、ほぼ全額が国の負担である。

【質疑】個人に付されるマイナンバーはどのような分野で使われるのか。

法律が改正されれば、国がすべて管理するのではない。

【答弁】マイナンバー制度がスタートする時点では、社会保障と税、災害対策の分野に活用するというところで始まっている。九月に法改正があり、平成三十年からは預貯金

や特定健診などにも利用できるような改正がされている。今後、どのような分野にマイナンバーが活用されるのかについては国で検討していると思うが、詳細については把握していない。

このほか、個人番号カードを代理で申請する場合の手続き、マイナンバー制度の周知等について質疑がなされ、採決の結果、原案のとおり可決することに決定しました。

○第四十二号議案 島原市個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本市が保有する特定個人情報の利用及び提供の制限、開示請求等について必要な措置を講ずるため、この条例を改正しようとするもの。

【質疑】第三者のマイナンバーを知ったときに番号のみで利用できるのか。

【答弁】インターネット回線などの民間のネットワークとは接続せず、行政機関同士を専用回線で結んでいる。マイナンバーを他人に取得されたからといってすぐさま実害はない。